

年金記録確認高知地方第三者委員会第一部会（第114回）議事要旨

1. 日 時 平成23年9月7日（水）13時20分から15時10分
2. 場 所 高知行政評価事務所会議室
3. 出席者
（委員会）橋本部会長、岩尾部会長代理、南委員、中島委員
（事務局）三島事務室長、高橋事務室次長ほか
4. 主な議題
 - (1) あっせん案等の審議について
 - (2) 申立事案の審議について
 - (3) その他
5. 会議経過
 - (1) 今回部会で資格得喪日の記録の訂正の必要がある厚生年金事案2件を審議し、決定するとともに、厚生年金事案2件について記録訂正の必要はないと判断した。
 - (2) 継続審議とされた事案1件（厚生年金1件）、新規事案2件（厚生年金2件）についての審議がそれぞれ行われた。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - (3) 次回は、平成23年9月28日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認高知地方第三者委員会第二部会（第 111 回）議事要旨

1. 日 時 平成 23 年 9 月 14 日（水） 9 時 30 分から 10 時 55 分
2. 場 所 高知行政評価事務所会議室
3. 出席者
（委員会）長崎部会長、松岡部会長代理、南委員、横田委員
（事務局）三島事務室長、高橋事務室次長ほか
4. 主な議題
 - (1) あっせん案等の審議について
 - (2) 申立事案の審議について
 - (3) その他
5. 会議経過
 - (1) 今回部会で国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案 3 件を審議し、決定するとともに、資格得喪日の記録の訂正の必要がある厚生年金事案 1 件を審議し、あっせん案を決定した。
また、国民年金事案 1 件について記録訂正の必要はないと判断した。
 - (2) 新規事案 3 件（国民年金 3 件）についての審議がそれぞれ行われた。
審議に当たっては申立事案それぞれについて、関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - (3) 次回は、平成 23 年 9 月 28 日（水） 9 時 30 分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認高知地方第三者委員会第一部会（第115回）議事要旨

1. 日 時 平成23年9月28日（水）13時30分から15時00分

2. 場 所 高知行政評価事務所会議室

3. 出席者

（委員会）橋本部長、岩尾部長代理、南委員、中島委員

（事務局）三島事務室長、高橋事務室次長ほか

4. 主な議題

- (1) あっせん案等の審議について
- (2) 申立事案の審議について
- (3) その他

5. 会議経過

- (1) 今回部会で厚生年金事案3件について記録訂正の必要はないと判断した。
- (2) 新規事案3件（厚生年金3件）についての審議がそれぞれ行われた。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

- (3) 次回は、平成23年10月19日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認高知地方第三者委員会第二部会（第112回）議事要旨

1. 日 時 平成23年9月28日（水）9時30分から11時20分
2. 場 所 高知行政評価事務所会議室
3. 出席者
（委員会）長崎部会長、松岡部会長代理、山下部会長代理、南委員、横田委員
（事務局）三島事務室長、高橋事務室次長ほか
4. 主な議題
 - (1) あっせん案等の審議について
 - (2) 申立事案の審議について
 - (3) その他
5. 会議経過
 - (1) 今回部会で国民年金事案3件について記録訂正の必要はないと判断した。
 - (2) 新規事案3件（国民年金3件）についての審議がそれぞれ行われた。
審議に当たっては申立事案それぞれについて、関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - (3) 次回は、平成23年10月12日（水）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕